

議案第22号

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小菅淳一

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上越市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条中「及び上越市議会における会派（2人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう。以下「会派」という。）」を削る。

第3条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲等）

第3条 議員は、政務活動費を当該議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。以下同じ。）に要する経費（別表第1に定める政務活動に要する経費に限る。）に充てることができる。

2 会派（2人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう。以下同じ。）は、会派に属する議員に交付された政務活動費の全部又は一部を徴収し、会派が行う政務活動に要する経費（別表第2に定める政務活動に要する経費に限る。）に充てることができる。

3 前項の規定により政務活動費を徴収し、会派が行う政務活動に要する経費に充てる会派は、経理責任者を置かなければならない。

「第2章 議員政務活動費」を削る。

第4条第1項中「3万7,500円」を「5万円」に改める。

第3章を削る。

「第4章 収支報告等」を削る。

第9条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる報告書（以下「収支報告書」という。）を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- (1) 議員政務活動費の交付を受けた者 政務活動費に係る収入及び支出の報告書
- (2) 会派が行う政務活動に政務活動費を充てた会派の経理責任者 政務活動費を充てた会派の政務活動に係る収入及び支出の報告書

第9条第2項中「会派政務活動費の交付を受けた」を「会派が行う政務活動に政務活動費を充てた」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「又は会派政務活動費の交付を受けた会派」を削り、「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第3条第2項の規定により会派が行う政務活動に政務活動費を充てた会派は、一の年度において会派に属する議員（以下この項において「所属議員」という。）から徴収した政務活動費の額から当該年度において同項に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を所属議員に返還しなければならない。

第10条を第7条とする。

第11条中「第9条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

「第5章 雑則」を削る。

第12条を第9条とする。

別表第1に次のように加える。

会派が行う政務活動費	会派に属する議員が会派の行う政務活動に抛出する経費
------------	---------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の上越市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。
(上越市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 上越市特別職報酬等審議会条例（昭和46年上越市条例第112号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「会派又は」を削る。